

吳市教育委員会議題
(令和5年6月23日定例会)

吳市教育委員会

令和5年6月23日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第19号 呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について
- 4 報告第20号 令和4年度学校安全の状況について
- 5 教議第27号 請願書について
- 6 教議第28号 令和6年度呉市立呉高等学校の入学者定員について
- 7 報告第21号 呉市立美術館あり方検討委員会の設置について
- 8 教議第29号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
- 9 教議第30号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について
- 10 教議第31号 呉市社会教育委員の委嘱について
- 11 教議第32号 呉市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について

学校施設課

【R4.4.1現在】

区分	全体		内訳(棟)				
	校数	棟数	新耐震	旧耐震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	35	125	53	68	2	2	0
中学校	25	104	58	46	0	0	0
合計	60	229	111	114	2	2	0
耐震化率	98.3%		225 (耐震棟数)		4 (未耐震棟数)		

令和4年度 施工内容

- 【小学校】
- ・横路小学校校舎建設工事
 - ・坪内小学校校舎耐震補強工事設計業務
 - ・宮原小学校校舎建設工事設計業務
 - ・港町小学校校舎等建設工事設計業務
- 【中学校】
- ・和庄中学校校舎建設工事
 - ・安浦中学校体育館解体撤去工事



【R5.4.1現在】

区分	全体		内訳(棟)				
	校数	棟数	新耐震	旧耐震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	34	122	53	65	2	2	0
中学校	24	101	57	44	0	0	0
義務教育学校	1	4	2	2	0	0	0
合計	59	227	112	111	2	2	0
耐震化率	98.2%		223 (耐震棟数)		4 (未耐震棟数)		

令和5年度 施工予定

- 【小学校】
- ・坪内小学校校舎耐震補強工事
 - ・宮原小学校既存校舎改修工事
 - ・宮原小学校仮設校舎建設
 - ・港町小学校仮設校舎建設
- 【中学校】 耐震化に係る改築工事等はR4年度で完了

令和4年度 学校安全の状況について

学校安全課

1 交通事故の状況

(1) 年度別発生件数

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
9	10	12	7	7

(2) 令和4年度状況別発生件数

(単位：件)

校種・ 時間帯 状況	小学校				中学校				呉高校				合計
	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日	
横断歩道横断中	2												2
飛び出し		1											1
自転車乗車中				2	1	1							4
その他													
合計	2	1		2	1	1							7

注) 件数は、学校から報告があった交通事故件数

(3) 主な対策

- ア 通学路の安全点検や「安全マップ」を利用した交通安全指導の実施
- イ 「呉市通学路安全推進会議」の設置による組織的・計画的な通学路危険箇所の改善
- ウ 「交通安全教室」，「自転車教室」，「小学校入学前の交通安全指導」，「呉こども交通安全推進隊」の実施
- エ 児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導
- オ 保護者，地域等と連携した登下校時の見守り活動の実施

2 学校事故の状況

(1) 学校事故発生件数

(単位：件)

	小学校	中学校	呉高校	合計
平成30年度	620	655	70	1,345
令和元年度	638	580	81	1,299
令和2年度	522	405	53	980
令和3年度	576	526	47	1,149
令和4年度	494	522	68	1,084

注) 件数は、日本スポーツ振興センターに共済給付申請済みの事故件数

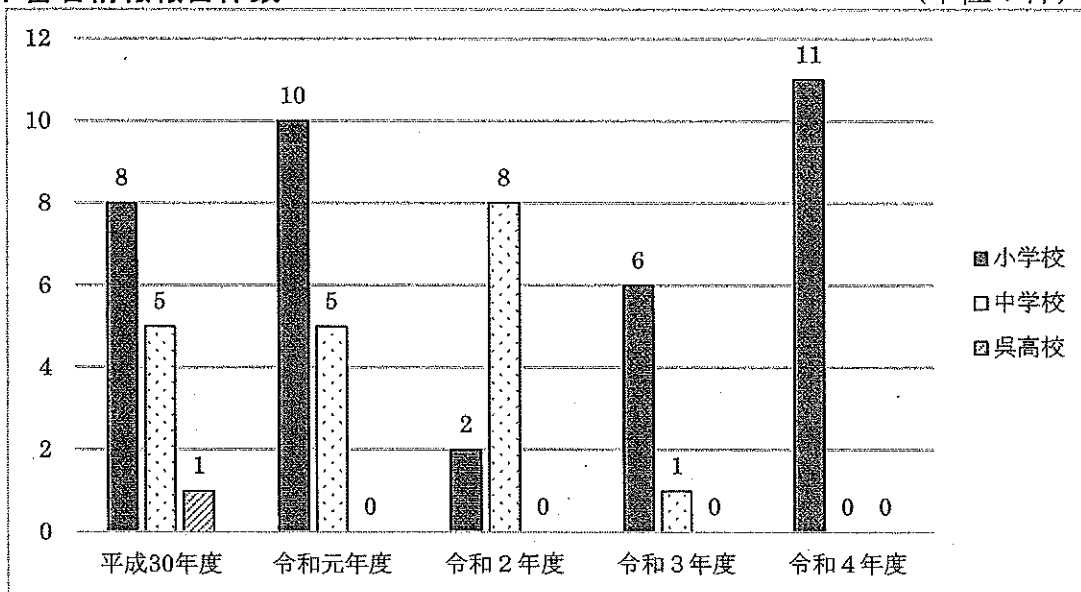
(2) 主な対策

- ア 各学校における学校事故の未然防止に関する対策の推進
- イ 学校事故発生時の危機管理体制の確立

3 不審者の状況

(1) 不審者情報報告件数

(単位：件)



注) 件数は、学校等から提供を受けた不審者情報を市民に向け配信した件数

(2) 主な対策

- ア 「地域安全マップ」づくりや防犯教室等による児童生徒の危険予測・回避能力を育成する取組の推進
- イ 登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施
- ウ 学校及び警察等との連携による迅速な不審者情報の収集及びメール配信による犯罪の未然防止
- エ 登下校時に、児童生徒が駆け込める緊急避難場所として商店や家庭等を「呉こども110番の家」として登録

教議第27号

請願書について

1 請願者

教科書ネット呉

呉市教育委員会
教育長 寺本 有伸 様

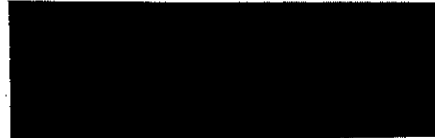
小学校教科書採択についての請願



教科書ネット呉

共同代表 岩崎智寧 花岡美紀

連絡先 大島浩司



はじめに

今年は小学校教科書の採択です。すでに選定委員会、調査研究委員会も数回開かれていると察します。今後、6月には教科書展示、8月には教科書採択の教育委員会会議となると思います。

さて、呉市の教科書採択においては2015年採択資料に「1054カ所」の「誤記等」が発覚し全国的なニュースにもなったことが記憶に鮮明に残っています。当時、馳文科大臣は「今後同じような誤りが起こることがないように再発防止に向けての調査研究の方法、体制等について見直していただくことが重要」という答弁もされました。その後、市教委は指導主事が選定委員会にも調査・研究委員会にも属さないような「規程」の改正を行われてきました。にもかかわらず、今回4月21日の呉市教育委員会会議で「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部を「改正」した内容は、

- (1) 選定委員会の項目の中から「審議」をすることを無くして『総合所見』を作成するとした。
- (2) 「調査・研究委員」と「選定委員」は、教育長が委員を「指名」し、「職務命令」として「業務にあたる」とした。
- (3) 選定委員会から「保護者・学識経験者」は排除され単なる「オブザーバー」とした。

選定委員会が、調査・研究委員の報告を審議もせずに子どもたちが学習する教科書を教育長に報告できるのでしょうか。「委嘱」されていた選定委員会及び調査・研究委員会の各委員は、教育長に指名されることになったのはどういうことでしょうか。教委委員会から委嘱されてこそ責任をもって各委員が教科書の調査・研究及び選定に携われるはずですが、また、調査・研究委員会が改正された規程では無くなっています。各委員の調査・研究を審議し調査・研究委員会として結論が出されるべきです。「保護者・学識経験者」が選定委員会から排除されています。その代わり「幅広い視野からの意見を取り入れ」「保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聞く」と記されていますが、それでは「保護者・学識経験者」を交えて議論をし、より良い教科書を選定することができません。

これでは文科省がいう「綿密な調査研究」、「客観的な基準に基づく評価」、「十分な審議」は保障されません。「保護者市民に開かれた教科書採択」から時代錯誤の「教育委員会と教員だけの教科書採択」に逆戻りしたのです。

そもそも教科書採択とは「主たる教材」を子どもに与えることで、子どもにとって最良の教科書を採択することが大切にされるべきです。そのために、日々教科書を使って子どもとともに授業を創るなかで、何が分かりや

すくて何を難しいと感じているか、子どもの興味、関心、理解のようすを一番つかんでいる教員の意見を大切にすることが大切だと考えます。調査・研究委員会は現場の教員で構成されているので、そこでの「専門的な見方」や「綿密な調査」が大切にされた上で、選定委員会では「十分な審議」がされることが大切にされるべきだと考えます。

具体的に申しますと2024年度用小学校教科書は、国語3社、書写3社、社会3社、地図2社、算数6社、理科6社、生活7社、音楽2社、図画工作2社、外国語6社、家庭2社、保健体育6社、道徳6社／合計54社の教科書、ページにしておよそ1万4千頁を見て、児童・生徒に適切な11教科13冊の教科書を選ぶのですが、全ての教科書に教育委員が精通することは不可能だと考えます。教育委員が公正に審議できるように現場の教員で構成されている調査研究員によって十分に調査され、選定委員会で十分に審議された資料が必要です。

また、平成27年4月22日、第189回国会 文部科学委員会において、畑野君枝委員の文科大臣および文科省参考人の答弁で児童生徒に対して直接指導している教員には「教科書の選択」において主要な役割が認められていること、調査研究の結果、何らかの評定（しぼり込みや順位付を含む）を付し、それも参考に教科書の採択を行うことが不適切だというものではないということが確認されています。

このことについては、以下に示した第189回国会 文部科学委員会（平成27年4月22日）での畑野君枝衆院議員と小松参考人（初等教育局長）および下村博文文科大臣の答弁を参照してください。

（下線は請願者による）

(1) ILOとユネスコの教員の地位に関する勧告の六十一項について

○小松参考人（初等教育局長） 「教員は、職責の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。」こういう記述となっております。

○下村国務大臣 「我が国におきまして、公立学校の教科書採択の権限は、その学校を所管する教育委員会に属しておりますが、実際の採択は、幅広い意見を反映させるため、通常、教員や保護者を初めとした調査員による調査研究を踏まえた上で行われているわけでございまして、教員の地位に関する勧告とも何ら相反するものではないと考えます。」

(2) 「専門性のある教員などの綿密な調査研究」が不可欠

畑野委員 「教育長と教育委員ですが、全ての教科、教育の専門知識があるわけでもございませぬ。教科書を使って子供に教えたことがないという方もいらっしゃるということです。綿密な調査研究を、国語から音楽、美術、さらに英語まで、総計百四冊の分析を教育委員の皆さんで行うことは、事実上、不可能だと思います。子供と日々向き合っている、専門性のある教員などの綿密な調査研究が必要だと思いますが、いかがですか。

○小松政府参考人 「教科書採択につきましては、文部科学省として、綿密な調査研究を行った上で、採択権者である教育委員会等の権限と責任において行うよう指導しているところでございます。」

「この調査研究に当たりましては、幅広い意見を反映させるために、通常、教員、学校の先生方や保護者の方を初めとした調査員が選任されておりまして、その観点からは、委員御指摘のように、必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員が果たす役割は決して小さくないものというふうに認識いたしております。

(3) 何らかの評定を付し、それも参考にした教科書の採択も不適切ではない

畑野委員 「ところが、この調査研究が、一部の自治体では行政から制約を受けまして、調査員の皆さんは、比較検討すれば、この教科書がいい、あの教科書はやや使いづらいなどの優劣の評価を持っているのに、例えば、いい面だけを優劣なしに書くようにというような自治体などが広がっているというふうに伺っております。これ

で綿密な調査研究と言えるのかということですし、受け取る教育委員の皆さんも困るのではないかと思うんです。

そこで伺いますが、文部科学省の通知では、調査員たちが、例えば順位づけも含め、評定を行うことは禁じていないと思うのですが、いかがですか。確認したいと思いますので、簡潔にお願いします。

○小松政府参考人 お答えいたしますが、前提といたしまして、教科書は主たる教材として学校教育において重要な役割を果たすものであり、その採択は採択権者である教育委員会等の権限と責任により行われるべきであるということ、これは大前提でございます。

その権限の行使に当たって調査研究を綿密に行っていただくわけでございますけれども、その調査研究の結果として何らかの評定を付し、それも参考に教科書の採択を行うことが不適切だというものではないというふうに考えております。

最後に、調査・研究委員の「指名」についてです。私たちが2011年から2020年までの4回の中学校社会科の調査・研究委員を調べたところ、4回続けて委嘱された者が6名(23%)、3回続けて委嘱された者が4名(15%)、合わせて10名(38%)を占めていることが判明しました。

この委員の委嘱が特定の者に偏っているという事実は委員の側からすると「一種の特権意識」を生んだのではないかと考えます。その結果、子どものために「最良の教科書を」という意識ではなく、「上の者には逆らえない」という意識を生んだのではないかと考えます。

例を上げると、2015年の歴史と公民の「総合所見」に1054か所の「誤記等」がありましたが、これを発生させたのは「総合所見」の基になった「調査研究報告書」にありました。すなわち調査・研究の段階での指導主事の介入(コピペという杜撰な方法も含む)とそれをチェックしなかったということが原因でした。そして、その責を問われることなく、また自らも問うことなく4名の調査・研究委員が同じ部会で、または部会を変えて歴史と公民に関わり続けました。

この事例から、調査・研究委員は特定の者に偏ることなく、児童生徒に対して直接指導しながら彼らがどういうことを学びたがっているかを幅広くつかめるように、そういう委員を「指名」されるようにしていくべきだと考えます。日々教科書を使って子どもたちの反応や理解度や興味、関心を知る立場にある教員が教科書採択に係るということは子どもの意見を代弁するということであり、それが文科省の言う「専門的な見方」であると思います。

以上のことをふまえて次の事をお願いいたします。

< 請願項目 >

- 2023年4月21日の呉市教育委員会定例会で採択された「呉市教科用図書の採択に関する規定の一部改正について」文章による回答を求めます。
 - 選定委員会の項目の中から「審議」をすることを無くして『総合所見』を作成するとしたのはなぜか。
 - 「調査・研究委員」や「選定委員」を、教育委員会からの委嘱ではなく、教育長が委員を「指名」し、「職務命令」として「業務にあたる」としたのはなぜか。
 - 「調査・研究委員会」が無くなれば、各委員の研究にとどまり、それぞれの委員会として審議された報告として選定委員会に上げることができなくなるのではないか。
 - 選定委員会から「保護者・学識経験者」を排除し単なる「オブザーバー」としたのはなぜか
- 「教科書採択に当たっては、国や県の方針、呉市の採択規程に則って適正に行なう」ために、具体的に次の

事に留意する事。

- (1) 教科書無償措置法の理念や定めに基づき公正・適正な教科書採択を行うこと。
 - (2) 平和主義・国民主権・基本的人権を基本原則とする日本国憲法を守り尊重する教科書を採択すること。
 - (3) 偏った価値観や思想に導かれることなく子どもたちが自由に発想し幅広く考えることのできる教科書を採択すること。
- 3 「必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員」による「綿密な調査研究」に基づいて採択すること。
 - 4 調査員や選定委員の評定は「子どもに最も適した教科書を採択するために不可欠です。「評定」を否定しないこと。
 - 5 歴史学や憲法学などのこれまでの学問的成果に立脚し、一面的かつ特定の価値観をすり込むことなく、知識を広げ普遍的な真理を追究しうる教科書を採択すること。
 - 6 調査研究委員が特定の教員に偏っています。調査研究委員を選ぶ際、幅広い意見を教科書採択に反映させるため、呉市の教員へ機会均等の原則を徹底すること。

<参考資料>

資料1 第189回国会 文部科学委員会(平成27年4月22日)での畑野君枝委員への文科省答弁

第6号 平成27年4月22日(水曜日)

○畑野委員 教科書採択は、最も適した教科書を児童生徒にということの下村大臣もお認めになったわけでございます。教科書採択は子供のためにと、この精神が根本だというふうに私も思います。

教育上、子供たちに最も適した教科書を選ぶためにはさまざまなことが必要だと思いますが、中でも、教員のお話でしたが、教員たちの意見が尊重されることは欠かせないと思います。なぜならば、教員の皆さんは、その教科の専門性を持っておられますし、実際、毎年教科書を使って子供たちの反応や理解度や興味、関心を知る立場にあるからです。

そこで、ほかの国々ですが、採択権限はどのようになっていますか。

○小松政府参考人 諸外国における教科書採択の権限につきましては、もとより、各国の事情によりさまざまなところはあると認識しておりますけれども、私ども文部科学省が調査したところによりますと、例えば米、英、仏、独といった国では、初等中等教育段階につきましては学校が教科書の採択を行う。あるいは韓国では、国定教科書が存在する初等教育段階の一部教科を除きますと学校が採択を行う。中国では、初等中等教育段階においては省や県等の教育行政機関が行う、こういった状況になっていると承知をいたしております。

○畑野委員 要するに、教育行政機関だけに採択権限があるのは、調べたところでは日本と中国だけですかということでした。ほとんどの国は教員また学校に採択権限があるというふうに、私も文部科学省のもとになった調査を読ませていただきました。イギリスは教師、フランスは教師、フィンランドは学校と教師など、教師というところもあるということですか。

では、国際的な取り決めにはどのように書かれているかということですか。日本政府も賛成して採択されたILLOとユネスコの教員の地位に関する勧告の六十一項は、教員と教科書採択の関係についてどう述べていますか。

○小松政府参考人 お答えいたします。

昭和四十一年十月五日に教員の地位に関する特別政府間会議において採択されました、教員の地位に関する勧告のパラグラフ六十一というところがそれに当たるかと思えます。

仮訳がございますので、御紹介させていただきます。「教員は、職責の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。」こういう記述となっております。

[委員長退席、萩生田委員長代理着席]

○畑野委員 教科書の選択について、教員は主要な役割を与えられるべきだとしております。これは教育の条理であり、これが世界の流れだと思います。

下村文部科学大臣に伺いますが、この項目を尊重すべきだと思いますが、いかがですか。

○下村国務大臣 ユネスコによる教員の地位に関する勧告は、教員の地位を高めるため、教育の指導的原則、教育目標及び教育政策、教員養成等につきまして各国に対して共通の目標を示したものであり、条約と異なり、各国を法的に拘束するものではないというふうに承知をしております。

このため、同勧告の内容については、パラグラフ六十一も含めて尊重されるべきものでありますが、そのための具体的な取り組みについては、我が国の実情や法制に適合した方法で取り組むべきものであるというふうに思います。

○畑野委員 そうしますと、六十一項については尊重するというところでよろしいですね。

○下村国務大臣 我が国におきまして、公立学校の教科書採択の権限は、その学校を所管する教育委員会に属しておりますが、実際の採択は、幅広い意見を反映させるため、通常、教員や保護者を初めとした調査員による調査研究を踏まえた上で行われているわけでごさいます、教員の地位に関する勧告とも何ら相反するものではないと考えます。

○畑野委員 各項目を尊重されるわけですから、この項目も尊重されるというふうに確認をいたしました。その方向でぜひ制度の改善を図るよう、この際、強く申し上げたいと思います。

次に、二〇一五年、ことしの四月七日の文部科学省初等中等局長通知、「平成二十八年度使用教科書の採択について」では、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があるとしています。綿密な調査研究なしに決めてはいけないという大切な指摘だと思います。

そこで、教育長と教育委員ですが、全ての教科、教育の専門知識があるわけでもございませぬ。教科書を使って子供に教えたことがないという方もいらっしゃるということです。綿密な調査研究を、国語から音楽、美術、さらに英語まで、総計百四冊の分析を教育委員の皆さんで行うことは、事実上、不可能だと思います。子供と日々向き合っている、専門性のある教員などの綿密な調査研究が必要だと思ひますが、いかがですか。

○小松政府参考人 教科書採択につきましては、文部科学省として、綿密な調査研究を行った上で、採択権者である教育委員会等の権限と責任において行うよう指導しているところでございます。

この調査研究に当たりましては、幅広い意見を反映させるために、通常、教員、学校の先生方や保護者の方を初めとした調査員が選任されておひまして、その観点からは、委員御指摘のように、必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員が果たす役割は決して小さくないものというふうに認識いたしておひます。

ただし、その調査研究の結果に採択権者の判断や意見が拘束されるようなことになると、これは適切ではなく、あくまで、調査研究の結果を踏まえつつ、採択権者が、責任を持って採択する教科書について判断すべきものであることから、採択権者が調査研究の結果を十分に吟味し、審議を行うことが必要であると考へておひます。

通知は、この趣旨も含めて、必要なことを記載したものでござひます。

○畑野委員 要するに、教育委員会では無理なことですよ。ですから、専門性を持つ教員などを含む調査員に綿密な調査研究をしてもらひ、さらに、幅広く保護者の皆さんなどの意見も反映する、その調査研究を尊重して

熟慮、吟味した上で教育委員会が最終的に決めるということだったと思います。それだけに、教員の皆さんを含む調査員の綿密な調査研究がきちんと行われることが大事だと思います。

ところが、この調査研究が、一部の自治体では行政から制約を受けまして、調査員の皆さんは、比較検討すれば、この教科書がいい、あの教科書はやや使いづらいなどの優劣の評価を持っているのに、例えば、いい面だけを優劣なしに書くようにというような自治体などが広がっているというふうに伺っております。これで綿密な調査研究と言えるのかということですし、受け取る教育委員の皆さんも困るのではないかと思うんです。

そこで伺いますが、文部科学省の通知では、調査員たちが、例えば順位づけも含め、評定を行うことは禁じていないと思うのですが、いかがですか。確認したいと思いますので、簡潔にお願いします。

○小松政府参考人 お答えいたしますが、前提といたしまして、教科書は主たる教材として学校教育において重要な役割を果たすものであり、その採択は採択権者である教育委員会等の権限と責任により行われるべきであるということ、これは大前提でございます。

その権限の行使に当たって調査研究を綿密に行っていただくわけでございますけれども、その調査研究の結果として何らかの評定を付し、それも参考に教科書の採択を行うことが不適切だというものではないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、教科書採択に当たって、その権限を持つ教育委員会がみずからの主体的な判断によって最終的に決定されるということが重要だと考えております。

資料2 2011～2020年の4回の中学校社会科教科書・調査研究委員の名簿の分析

2011教科書採択調査・研究委員

社会科地理

土井正直（阿賀中校長）	福原寛（警固屋中教諭）	竹上和穂（和庄中教諭）	中迫一誠（下蒲刈中教諭）
津村卓也（蒲刈中教諭）	上戸田光史（豊中教諭）	東博晃（和庄小校長）	

社会科歴史

佐久間保昭（長浜中校長）	坪浦敏美（長浜中教諭）	小林浩樹（白岳中教諭）	安達裕（白岳中教諭）
村井眞司（広中央中教諭）	成瀬光男（天応中教諭）	呉田幹男（音戸中）	西村正順（内海小校長）

社会科公民

国沖傑（昭和北中校長）	澤原治郎（白岳中教諭）	三谷泉（宮原中教諭）	松永光生（呉中央中教諭）
岩見博文（昭和中教諭）	桧垣光司（横路中教諭）	高橋真理子（倉橋東小校長）	富永司（安登小校長）

社会科地図

立川和信（豊浜中教頭）	山谷和喜（広中央中教諭）	森寛子（和庄中教諭）	今村ひかり（東畑中教諭）
吉井智則（吉浦中教諭）	浦上晋次（昭和北小校長）	正川光洋（郷原小校長）	

2015教科書採択調査・研究委員（2は連続して委嘱された人）

社会科地理

播磨寛宗（両城中校長）	山谷和喜（阿賀中教諭）2	松永光生（宮原中教諭）2	高畑香織（東畑中教諭）
吉井智則（昭和中教諭）2	津村卓也（川尻中教諭）2	石田孝夫（横路小校長）	

社会科歴史

桧垣光司・天応中校長2	三谷泉・宮原中教諭2	河野晴雄・両城中教諭	成瀬光男・昭和北中教諭2
寺本嘉子・下蒲刈中教諭	佐久間保明・蒲刈中教諭	西村正順・蒲刈小校長	

社会科公民

小林浩樹・横路中校長2	呉田幹雄・横路中教諭2	黒田良・阿賀中教諭	福原寛・警固屋中教諭2
青野好宏・吉浦中教諭	今村ひかり・天応中教諭2	竹友義満・両城小校長	

社会科地図

高野辰彦・警固屋中教頭	浦上晋次・広南中教諭2	前田明・広中央中教諭	池本照幸・和庄中教諭
澤原治郎・音戸中教諭2	富永司・下蒲刈小校長2		

<考察> 2は2回続けて委嘱された。27人中14人が2011年と同じメンバー。

2019教科書採択調査・研究委員（3は3回続けて、2は2回続けて）

社会科地理

村井眞司・横路中校長	浦上晋次・広南中教諭3	山谷和喜・阿賀中教諭3	今村ひかり・天応中教諭3
金羅暻・倉橋中教諭	石田孝夫・昭和北小校長2		

社会科歴史

高野辰彦・天応中校長2	岡村修二（白岳中教諭）	牛尾彰宏（広中央中教諭）	山根翔太（横路中教諭）
青野好宏・宮原中教諭2	高畑香織・東畑中教諭2	河野晴雄・昭和中教諭2	芳川真理・和庄小校長

社会科公民

西原有紀・片山中校長	中川雄貴・仁方中教諭	黒田良・阿賀中教諭 2	森寛子・警固屋中教諭
矢野邦彦・和庄中教諭	寺本嘉子・下蒲刈中教諭 2	津村卓也・川尻中教諭 3	加藤寛・倉橋小校長

社会科地図

小林浩樹・吉浦中校長 3	舛田康司・両城中教諭	松坂彬・昭和北中教諭	宮岡大輔・音戸中教諭
上戸田光史・安浦中教諭	今崎貴成・音戸小校長		

<考察>

- 2015年の歴史と公民の「総合所見」には「1054カ所の誤記等」があった。これを発生させたのは「総合所見」の基になった「調査研究報告書」にあった。それはK指導主事によるコピーなどの杜撰な調査研究であった。
- 社会科歴史分野には、その杜撰な調査研究を行ったメンバーが4人。社会科公民分野では3人が引き続いて委嘱され、調査研究を行ったことが分かる。これで「専門的な知識」の保証になるのだろうか。

2020 教科書採択調査・研究委員（4は4回、3は3回続けて、2は2回続けて）

社会科地理

坪浦敏美・音戸中校長 4	浦上晋次・広南中教諭 4	山谷和喜・阿賀中教諭 4	今村ひかり・天応中教諭 4
金羅瞳・倉橋中教諭 2	田尾靖・片山中教諭		

社会科歴史

高野辰彦・天応中校長 3	岡村修二・白岳中教諭 2	牛尾彰宏・広中央中教諭 2	松坂彬・昭和北中教諭 2
青野好宏・宮原中教諭 3	山本智宏・吉浦中教諭	河野晴雄・昭和中教諭 3	

※山根翔太（横路中教諭）は一回で降板

社会科公民

西原有紀・片山中校長 2	中川雄貴・仁方中教諭 2	黒田良・阿賀中教諭 3	森寛子・警固屋中教諭 2
矢野邦彦・和庄中教諭 2	新谷修平・昭和北中教諭	津村卓也・川尻中教諭 4	

社会科地図

三谷泉・和庄中教頭	舛田康司・両城中教諭 2	上垣裕子・白岳中教諭	中迫一誠・呉中央中教諭
上戸田光史・音戸中教諭 2	大下智香・吉浦中教諭		